

入札制度について

2017年12月
資源エネルギー庁

1. 総論

- (1) 2017年度の入札結果の分析
- (2) 今年度の委員会でご議論いただく内容
- (3) 2018年度の入札

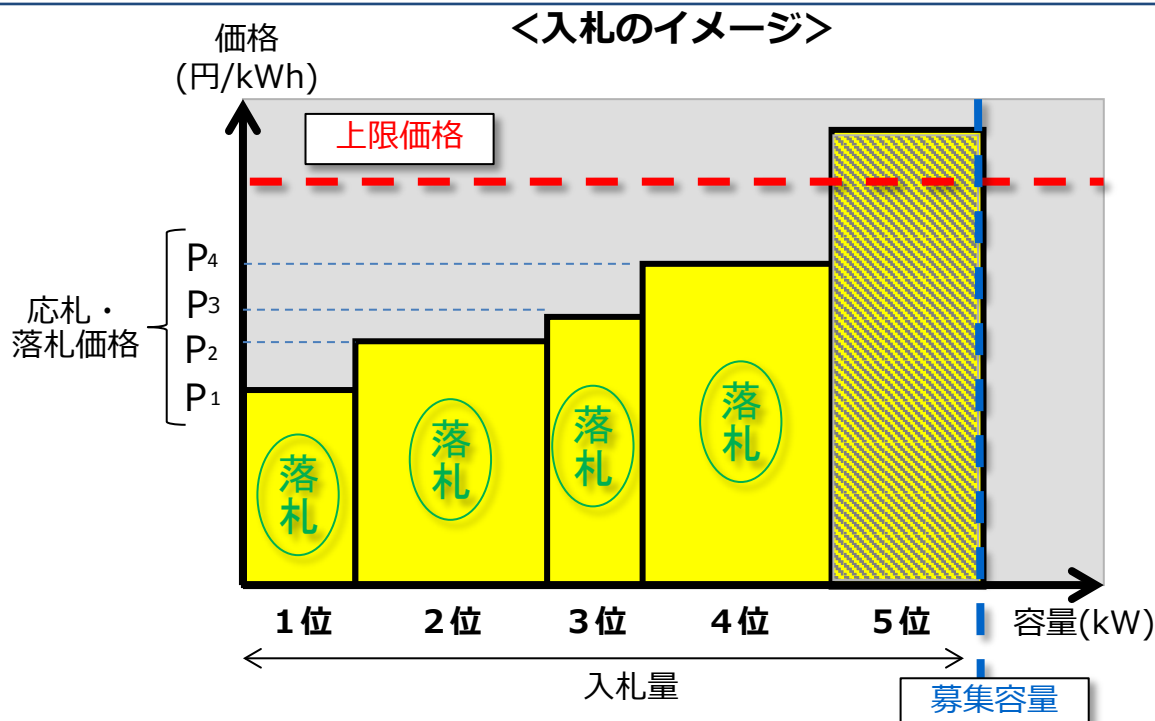
2. 太陽光発電について

3. 一般木材等バイオマス発電について

(1) 2017年度の入札結果の分析①制度概要

■ 昨年度の委員会において、事業用太陽光については、FIT導入後、他電源と比べ、①導入が大幅に達成されていること、②十分なFIT認定件数を有すること、③コスト低下のポテンシャルが見込まれることから、入札対象電源とした。さらに、2017・2018年度に実施する第1回～第3回の入札対象規模は、特別高圧連系が必要であり、大規模事業者間における価格低減効果が期待される**2MW以上**とした。その他詳細は以下のとおり決定した。

- 実施時期：第1回～第3回は、試行的期間として、2017年度及び2018年度に合計3回実施。
- 入札対象：第1回～第3回は2,000kW以上の事業用太陽光発電。
- 入札量：第1回～第3回で合計1～1.5GW。第1回は、500MW。
- 上限価格：第1回は21円/kWh。第2回・第3回は第1回の結果を検証して設定。
- 落札者の調達価格等：第1回～第3回においては応札額を調達価格として採用（pay as bid方式）。調達期間は20年間。



(1) 2017年度の入札結果の分析②入札結果

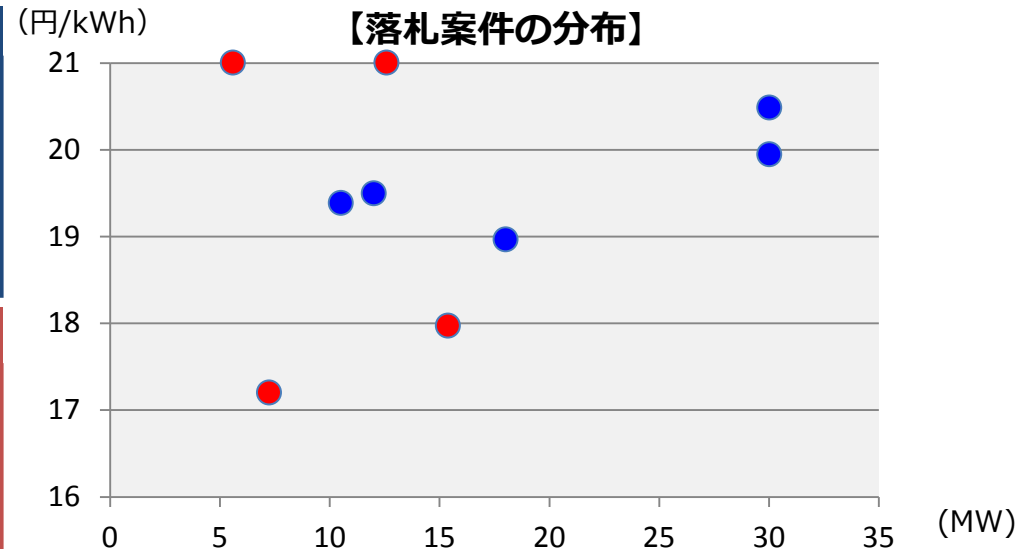
- 2017年度の第1回入札は、上限価格21円に対して、最低落札価格は17円台となった。
- 入札量（募集容量）500MWに対して、入札参加申込容量は490MWであったものの、**入札前に辞退する事業者が多く**、最終的な落札容量は141MWとなった。その後、第2次保証金を納付した案件は4件・41MWとなった（第2次保証金の納付が無かった5件・100MWは、落札者決定が取り消された）。
- 他方で、前回の委員会でのヒアリングでは、応札しなかった事業者も含め、**90%以上が開発継続の意欲がある**ことが明らかとなった。
- 前回の委員会でのヒアリング等を踏まえると、入札に参加しなかった理由は、「土地の確保」「系統の空容量」**「接続契約と保証金没収要件（期限までの接続契約の締結が見通せない）」**が多かった。
- また、**保証金額の引下げ・上限設定、不可抗力事由による保証金没収の免除、実施スケジュールの早期確定**などを求める意見もあった。

入札の結果

- 入札参加申込件数・容量 : 29件・490MW
- 入札参加資格を得た件数・容量 : 23件・388MW
- 実際の入札件数・容量 : 9件・141MW

落札の結果

- 落札件数・容量 : 9件・141MW
- 最低落札価格 : 17.20円/kWh
- 最高落札価格 : 21.00円/kWh



(注) 青は、第2次保証金が納付されず落札者決定が取り消された案件

(2) 今年度の委員会でご議論いただく内容

昨年度の決定事項

実施期間

2017・2018年度を試行的期間として位置付け。
2017年度に第1回、2018年度に第2・3回。

上限価格

第1回は21円とし、公表することとした。

落札者の調達価格等

第1～3回はpay as bid方式。調達期間は20年。

入札実施主体、手数料、入札参加資格

第1回から指定入札機関が実施。
必要な実費を勘案した手数料あり。
原則としてFIT申請の際の認定要件と同様。

保証金

入札参加者に第1次、落札者に第2次保証金を求める。

事業計画変更の可否・入札対象区分等の運開期限

落札後の事業変更は不可。
運転開始期限は非入札対象規模と同様。

入札実施時期・FIT認定取得期限

原則年2回（2017年度は1回）
落札結果の公表から原則3ヶ月以内。

入札対象規模

太陽光の第1～3回は2MW以上

入札量

太陽光の第1～3回で1～1.5GW（第1回500MW）

今年度ご議論いただく内容(案)

- 2018年度の実施スケジュール（FIT認定取得期限の取扱いを含む）
- 2018年度の上限価格の取扱い
- 保証金の取扱いの改善点

太陽光

- 2018年度（第2回・第3回）の入札量

一般木材等バイオマス

- 入札対象規模
- 2018年度の入札量

※ その他の事項は、2018年度も引き続き、昨年度決定したとおり実施してはどうか。

- 入札制度については、FIT法上、経済産業大臣は、①買取単価について入札を行うことが国民負担の軽減につながる際に、②入札対象の電源区分等を指定することができ、その際には、③入札実施指針を策定することとしている。
- 入札実施指針において定めるべき事項は、FIT法に下記のとおり規定されている。

➤ FIT法第4条第1項

経済産業大臣は、供給することができる**再生可能エネルギー電気の1キロワット時当たりの価格**（以下「供給価格」という。）の額についての入札により第9条第3項の認定を受けることができる者を決定することが、再生可能エネルギー電気の利用に伴う電気の使用者の負担の軽減を図る上で有効であると認めるときは、（略）再生可能エネルギー発電設備の区分等を指定することができる。

➤ FIT法第5条第1項

経済産業大臣は、前条1項の規定による指定をするときは、当該指定をする**再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針**（以下「入札実施指針」という。）を定めなければならない。

➤ FIT法第5条第2項

入札実施指針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 **入札の対象**とする再生可能エネルギー発電設備の区分等
- 二 入札に付する再生可能エネルギー発電設備の出力の量（第7条第3項及び第5項において「**入札量**」という。）
- 三 入札の**参加者の資格**に関する基準
- 四 入札の参加者が提供すべき**保証金**の額並びにその提供の方法及び期限その他保証金に関する事項
- 五 供給価格の額の上限額（第5項及び第7条第3項において「**供給価格上限額**」という。）
- 六 **入札に基づく調達価格の額の決定の方法**
- 七 入札に付する再生可能エネルギー発電設備の区分等に係る**調達期間**
- 八 入札の落札者における第9条第1項の規定による**認定の申請の期限**
- 九 前各号に掲げるもののほか、**入札の実施に必要な事項**

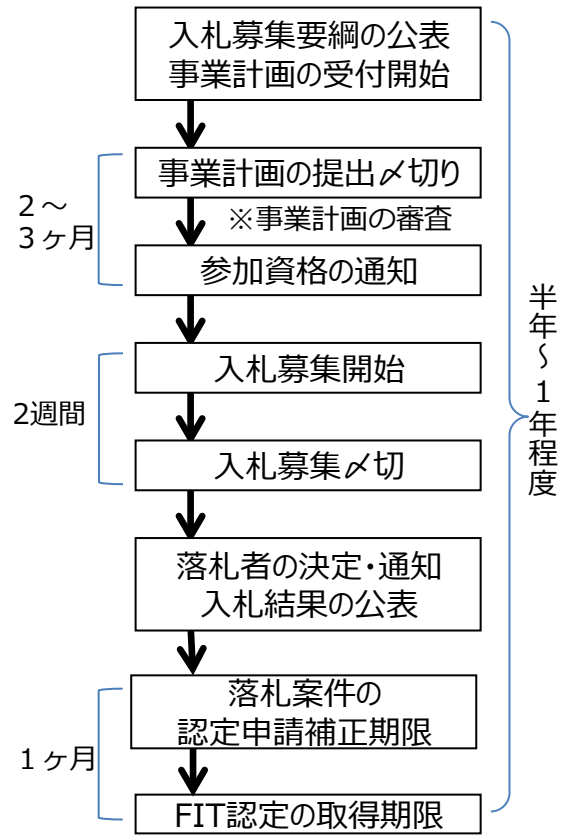
(3) 2018年度の入札①入札実施スケジュール・FIT認定取得期限

- 昨年度の委員会では、太陽光の入札について、**2017年度に第1回、2018年度に第2・3回（2年間で合計3回）**を実施することとし、認定取得期限は入札結果公表日の翌日から原則として3ヶ月以内とした。
- 入札スケジュールの早期確定・公表を求める声があることを踏まえ、来年度は下記のスケジュールで実施することとしてはどうか。バイオマスの入札については、初年度は事業者の準備期間を確保するため、太陽光第3回と同じスケジュールで計1回行うこととしてはどうか（ただし、燃料の安定調達等の審査に時間を要するため、事業計画の受付締切については太陽光よりも前倒すこととなる）。
- 他方、入札は入札対象区分の当該年度の価格を決定するために実施するものであるため、入札対象区分以外の電源との公平性を踏まえ、**認定取得期限は、いずれの回についても2019年3月末**としてはどうか。

<入札実施スケジュール（案）>

	2018年度		
	太陽光第2回	太陽光第3回	バイオマス第1回
4月	入札説明会		
5月	事業計画受付〆切 (5/31)		
6月			
7月	事業計画審査〆切 (7/27)		事業計画受付〆切 (7/20)
8月	入札募集開始 (8/10) 入札募集〆切 (8/24)		
9月	入札結果公表 (9/4)	事業計画受付〆切 (9/10)	
10月			
11月		事業計画審査〆切(11/9) 入札募集開始 (11/22)	
12月		入札募集〆切 (12/7) 入札結果公表 (12/18)	
1月	調達価格等算定委員会 太陽光第2・3回及びバイオマス第1回を検証・見直し		
2月			
3月	落札案件の認定申請補正期限(3/1) 認定取得期限(3/29)		

<入札実施プロセス>



(3) 2018年度の入札②上限価格

- 入札制度において価格を引き下げるためには、事業者間の競争を促すことが重要であり、実際にどのような条件であれば競争が働き価格が低減するのか、引き続き試行的な取組により検証を重ねることが必要。
- 太陽光の第1回入札では、募集容量を応札量が下回り、上限価格で落札された案件があったことから、太陽光第2回・第3回の**上限価格は非公表**として実施し、開札後に公表してはどうか。バイオマスについても、太陽光第1回の結果を踏まえ、**同様に上限価格は非公表**とし、開札後に公表してはどうか。
- また、**太陽光第2回とバイオマスの上限価格は今年度中に定め、太陽光第3回の上限価格は、太陽光第2回の入札結果を踏まえ、第3回の入札募集開始（2018年11月22日）までに定めること**としてはどうか。

(注) この場合、当該上限価格は、非公開による調達価格等算定委員会の意見を尊重して、経済産業大臣が決定することとなる。

➤ FIT法第5条第1項

入札実施指針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

第5号 供給価格の額の上限度

➤ FIT法第5条第5項

経済産業大臣は、入札実施指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。ただし、入札実施指針のうち供給上限価格については、入札の効果的な実施のために必要があると認めるときは、公表しないことができる。

他の入札制度の事例	上限価格決定のタイミング	上限価格の事後的な公表の有無
新しい火力電源入札	入札締切日の一営業日前までに決定	非公表
一般的な行政の入札	開札までに決定	場合によって公表又は非公表

(3) 2018年度の入札③保証金（金額・上限）

- 2017年度の第1回太陽光入札では、
 - 適正な入札実施を担保するため、入札参加者に対して第1次保証金（500円/kW）
 - 落札者の確実な事業実施を担保するため、落札者に対して第2次保証金（5,000円/kW）の納付を求めた。
- 一部の事業者からは、保証金の金銭的負担が大きいとの指摘もあったため、同様に入札を実施しているドイツやフランスの例と比較したところ、**日本の保証金額と同水準かそれ以上**であり、**上限金額は同様に存在しなかった**。
- したがって、2018年度も**第1次保証金 = 500円/kW**、**第2次保証金 = 5,000円/kW**としてはどうか。その際、バイオマス入札の保証金の算定に当たっては、設備全体の出力ではなく、入札の対象である**一般木材等バイオマス比率考慮後の出力**をベースにすることが適当ではないか。

<諸外国の入札制度における保証金>

	ドイツ	フランス
入札時（第1次保証金）	4ユーロ（520円）/kW	なし
落札後（第2次保証金）	50ユーロ（6,500円）/kW	50ユーロ（6,500円）/kW
保証金の上限金額	なし	なし

※1ユーロ = 130円として換算

- 前回の委員会におけるヒアリング等では、太陽光第1回入札において辞退が多かった理由として、事業の確実な実施の担保として求める**第2次保証金の没収条件**が挙げられている。
- 具体的には、認定取得期限までに接続契約を締結し認定を取得できなかった場合に
 - 事業を中止したものとみなされ第2次保証金が没収される
 - 落札者決定も取り消されるという点が指摘され、接続契約の締結に至るまでのスケジュールが見通しづらくなってきている中で、入札参加に対するリスク要因になっているとの声があった。
- また、2017年度は、「事業の確実な実施の担保」と「運転開始が運転開始期限（認定取得から3年間）を超過することを前提にした入札も排除しないこと」の両立を目的に、「事業者が自ら定めた運転開始予定日を超過して運転開始しなかった場合」を第2次保証金の没収事由として設けた。しかしながら、第1回入札において、入札参加資格を得た者が設定した運転開始予定日は、**50%が認定取得期限から3年超、13.6%が同8年超**となった。これは、第2次保証金の没収を免れるために必要以上に先延ばして設定されたものと考えられる。
- この状況を踏まえれば、**落札者の決定から運転開始に至るまでのプロセスにおける保証金の取扱いの改善を検討する必要があるのではないか。**

<太陽光第1回入札で入札参加資格を得た者が設定した運転開始予定日>

認定取得期限からの経過年数	割合
3年以内	50.0%
3年超～5年以内	27.3%
5年超～8年以内	9.1%
8年超～10年以内	13.6%

※FIT制度上の運転開始期限

(1) 運転開始予定日を超過した場合の保証金の扱い

- 認定取得から3年間（太陽光の場合）という運転開始期限（超過した分だけ調達期間が短縮）があることを踏まえると、**認定取得期限までに確実に認定を取得することさえ担保**できれば、**運転開始予定日を超過して運転開始しない場合でも保証金を没収しない**こととしても、落札者の確実な事業実施の担保は可能であり、運転開始期限を超過してしまうことを前提にした入札も排除しないのではないか。
- したがって、**認定取得期限までの確実な認定取得を担保する仕組み**を前提に、「**事業者が自ら定めた運転開始予定日を超過して運転開始しなかった場合**」を**第2次保証金の没収事由から削除**してはどうか。

(2) 認定取得期限までの確実な認定取得を担保する仕組み

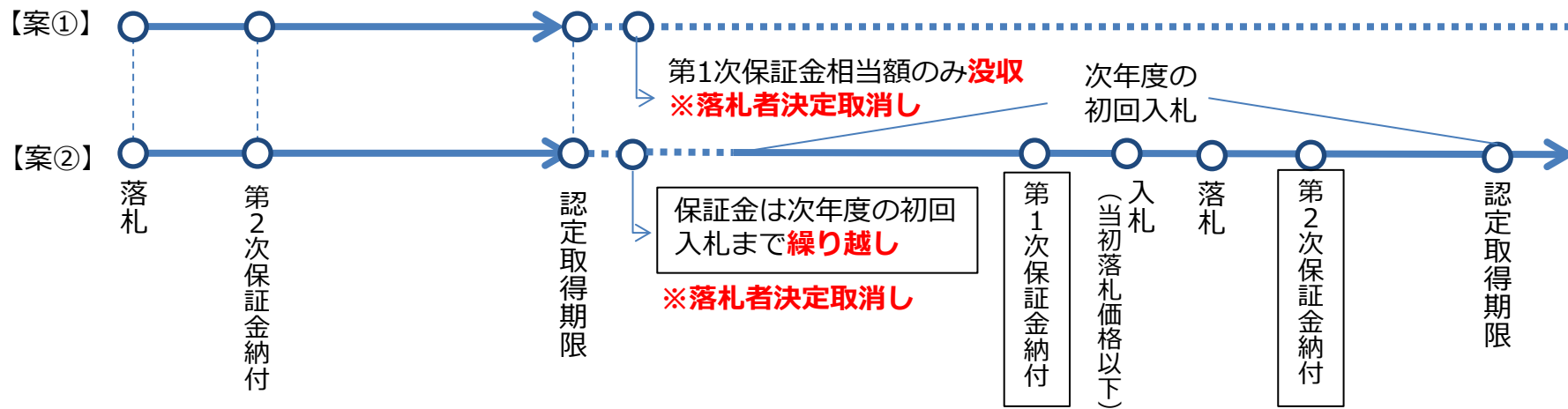
- 期限までの確実な認定取得を促しつつ、接続契約の予見性による事業リスクを軽減する仕組みとして、次の選択肢が考えられるのではないかと。

【案①】 認定取得期限までに認定取得できなかった場合、**第1次保証金相当額 (第2次保証金額の10%) のみを没収** (その他は返還) し、**落札者決定を取消し**。

【案②】 認定取得期限までに認定取得できなかった場合、**落札者決定は取消し**。ただし、第2次保証金は即時没収とはせず、当該認定取得期限の経過後、最初に実施される入札に参加し当初落札価格以下の価格で入札することを条件に、1回に限り、当該入札の保証金として充当することができる (当該入札に参加しない場合は、没収)。

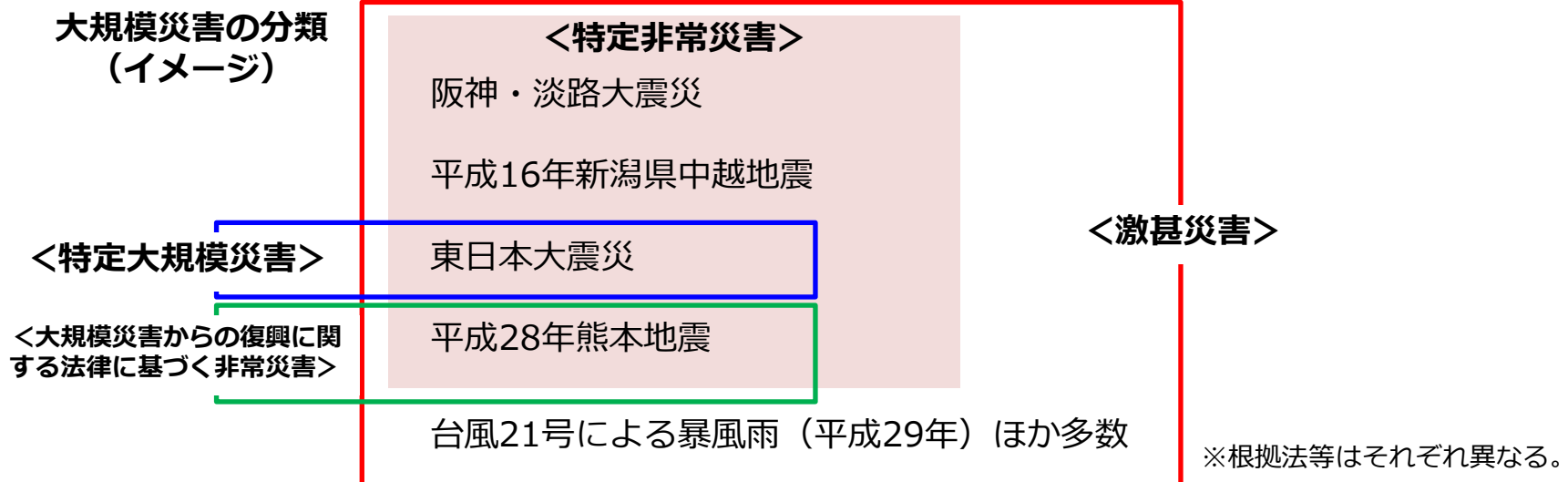
- 案①の場合、第2次保証金が全額没収される現在の仕組みに比べれば、接続契約の締結に至るまでのスケジュールが見通しにくくなってきている中でも、リスクを取って入札に踏み切りやすい。一方で、全体の10%の金額であっても、没収を恐れる潜在的入札参加者の入札参加を阻む可能性は残る。
- 案②の場合、第2次保証金は次年度の初回入札まで繰り越されるため、より多くの事業者の入札参加につながり得る。このため、**2018年度の入札は案②を適用**して実施することとしてはどうか。

<認定取得期限までに認定取得できなかった場合の事業の流れ>



- 大規模災害など予見困難な事象の発生により事業を中止せざるを得なくなった等の場合でも、多額の保証金が没収され得ることについて、大きな事業リスクであるとの声があった。
- したがって、健全な入札環境を整備するため、**不可抗力事由を保証金没収の例外**として位置付けてはどうか。ただし、不可抗力事由の範囲は、**発電事業の計画・実施に当たり通常予見できないもの（公共事業等による土地の収用、「特定非常災害」の指定を受けた災害による直接の被災及び戦争等の武力行使による直接の被害）**に限定するべきではないか。

不可抗力	事由の例
○	特定非常災害による直接の被災
×	特定非常災害の指定のない豪雨や地震等による被害
○	他国の武力行使による直接の被害
×	系統の空き容量不足による接続契約の締結の遅延



1. 総論

2. 太陽光発電について

2018年度の入札量

3. 一般木材等バイオマス発電について

太陽光発電：2018年度の入札量

- 昨年度の委員会では、入札により十分な競争が起きるよう、近年の2 MW以上のFIT認定容量の動向を踏まえ、また、事業者の予見可能性に配慮し、第1回～第3回で、合計1～1.5GWを募集することとし、第1回における入札量は500MWとした。したがって、昨年度の委員会で決定した整理を踏まえると、2018年度は最低500MWを募集することとなる。
- 第1回の応札容量は141MW（第2次保証金を納付した案件は41MW）に留まったが、第1回入札を見送った又は途中辞退した事業者は、今後入札に参加するポテンシャルがあると見込まれる。2 MW以上の案件について、2016年度の認定量が2015年度と比べて一時的に急増したことも踏まえ、**来年度（第2回と第3回の合計）の入札量は500MW**とすることとしてはどうか。
- その上で、**第2回の入札量は250MW**とし、**第3回の入札量**については、
 - 昨年度の既決事項を踏まえ、**原則250MW**として事業者の予見可能性を確保しつつ、
 - **第2回の応札容量（落札容量ではなく、実際に札入れがあった容量）が250MWを下回った場合**には、第1・2回と連続で応札容量が募集容量を下回るという当初想定していなかった状況変化が生じることから、十分な競争が生じるよう、**第3回の入札量は第2回の応札容量と同じ量**としてはどうか。

＜事業用太陽光発電のFIT認定・導入状況＞

単位：MW

上段：2MW以上、下段括弧内：事業用太陽光（10kW以上）全体

	2012年度導入	2013年度導入	2014年度導入	2015年度導入	2016年度導入	未稼働	認定合計
2012年度認定	541 (5,854)		969 (2,709)	943 (1,564)	552 (748)	3,609 (4,987)	6,613 (15,861)
2013年度認定		0 (917)	35 (4,828)	314 (3,882)	552 (2,086)	10,301 (22,153)	11,203 (33,866)
2014年度認定			0 (846)	5 (2,345)	32 (1,267)	6,157 (12,238)	6,194 (16,705)
2015年度認定				0 (359)	9 (977)	925 (3,091)	934 (4,427)
2016年度認定					0 (363)	2,614 (7,825)	2,614 (8,188)
導入合計	541 (6,772)		1,004 (8,383)	1,261 (8,159)	1,145 (5,440)	23,606 (50,294)	27,558 (79,047)

1. 総論

2. 太陽光発電について

3. 一般木材等バイオマス発電について

(1) 2018年度の入札対象規模

(2) 2018年度の入札量

(3) FIT認定後の発電出力・バイオマス比率の変動

(1) 2018年度の入札対象規模

- 前々回の委員会では、パーム油等バイオマス油脂を利用したバイオマス発電について、現在の固形の一般木材等バイオマス発電と比べて、資本費は低く、燃料費は高いというコスト構造の大きな違いがあることから、現在の一般木材等バイオマス区分とは**別の区分を設定**する方向でまとまった。
- バイオマス由来の油脂を用いた発電としては、**パーム油以外にも、大豆油、カシューナッツ油等様々な植物由来の燃料によるバイオマス発電の事業計画が検討され、認定**されている。由来となる植物種に関わらず、ディーゼルエンジン発電であるため**資本費は安く**、固形の一般木材バイオマスと比べて**燃料価格は高い**ため、**コスト構造はパーム油とその他バイオマス油脂で類似**している。また、**ディーゼルエンジン発電の燃料としては**、由来となる植物種に関わらず、**異なる油脂間で相互に代替しうる**ため、**燃料市場としては種類間で多少の価格差こそあれ、市況が連動しうる**ものと考えられる。
- このため、**区分上の取扱は、パーム油に限らず全ての植物由来の油脂を、「バイオマス油脂区分」として一体的に取り扱う必要があるのではないか。**

		実績値	貿易統計からの推計値	現在の一般木材等バイオマスの想定値
チップ		765円/GJ	1,913円/GJ(※)	750円/GJ (チップを想定)
ペレット		1,209円/GJ	1,063円/GJ	
PKS		794円/GJ	703円/GJ	
バイオマス油脂	パーム油	2,417円/GJ	2,295円/GJ	
	大豆油	—	8,241円/GJ	
	硬化ひまし油	—	4,400円/GJ	
	粗トール油	—	1,844円/GJ	

注：貿易統計からの推計値は燃料用途以外も含んでいる。

※チップについては、定期報告データからは輸入チップを燃料として利用している事業者を確認できなかったことから、輸入材の主用途は製紙用等と考えられる。

- 前々回の委員会において、現在の一般木材等バイオマス発電の区分内においても、競争性の程度は一様でないことから、入札対象規模については、**競争状況を勘案して決定**することとした。
- 競争状況の勘案に当たっては、前々回の委員会で一般木材等バイオマス区分に入札制を導入することとした際の整理を踏まえ、
 - ①導入が大幅に達成されていること、
 - ②十分なFIT対象認定件数を有すること、
 - ③コスト低下のポテンシャルが見込まれること、といった要素を検討した上で、判断をすることが必要ではないか。

(1) 一般木材等バイオマス（パーム油等以外）について

- 一般木材等バイオマス（パーム油等以外）については、
 - ・ **5,000kW以上でFIT認定件数・合計出力が十分なFIT対象認定件数を有する。**（5,000kW以上のFIT認定案件は、件数ベースで全体の94%・出力ベースで全体の99.9%）
 - ・ **20,000kW以上は、昨年度の委員会で整理したとおり発電効率が高く、よりコスト低下のポテンシャルが見込まれる。**
- また、バイオマス発電については、エネルギー基本計画においても掲げているとおり、「我が国の貴重な森林を整備し、林業を活性化する役割を担うことに加え、地域分散型のエネルギー源としての役割を果たす」ことが期待されていることから、入札対象規模の設定に当たっても**地域分散型エネルギー源となりうる比較的小規模な案件に配慮する必要**がある。
- 以上を踏まえ、一般木材等バイオマス（パーム油等以外）については、**10,000kW（バイオマス比率考慮前）以上の案件を入札制に移行すること**としてはどうか。

(1) 2018年度の入札対象規模

(2) パーム油等バイオマス油脂について

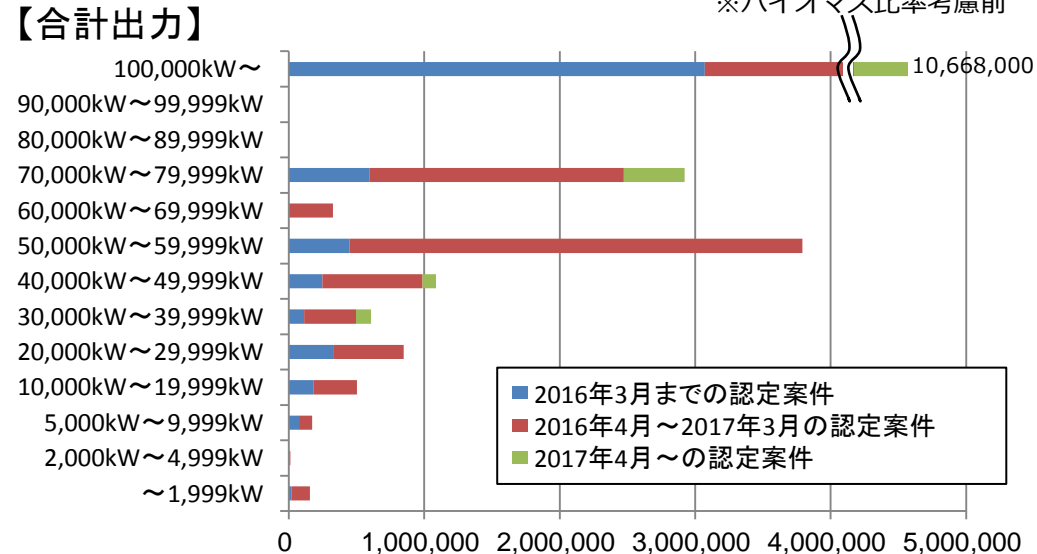
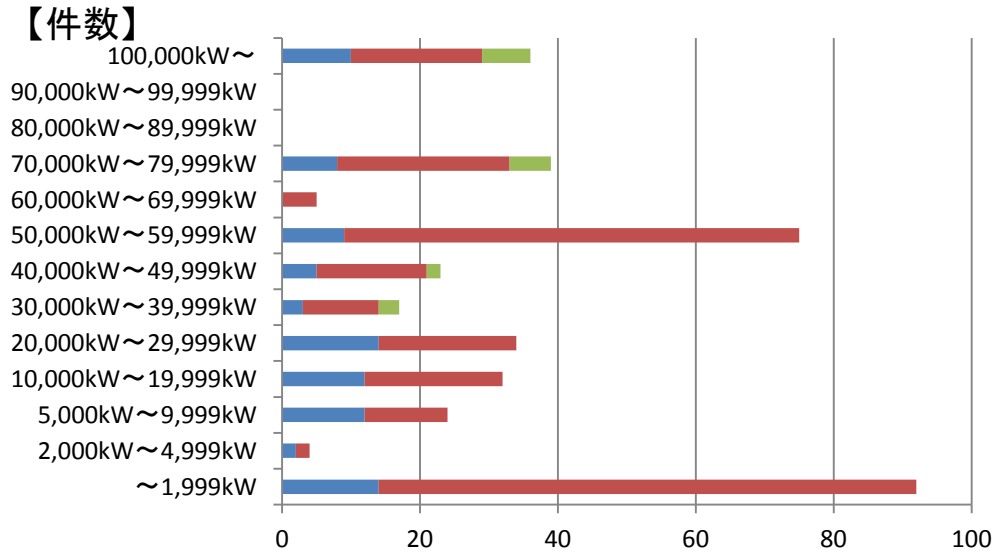
- パーム油等バイオマス油脂については、FIT認定件数及び合計出力を踏まえると、
 - ・ 合計出力の観点から分析すると、とりわけ50,000kW程度のFIT認定案件が多く存在するものの、
 - ・ 2,000kW未満の比較的小規模な案件でも80件程度のFIT認定件数を有しているため、規模に関わらず競争環境が成立しているため、全規模で入札制に移行することとしてはどうか。

(3) 他のバイオマス区分との混焼について

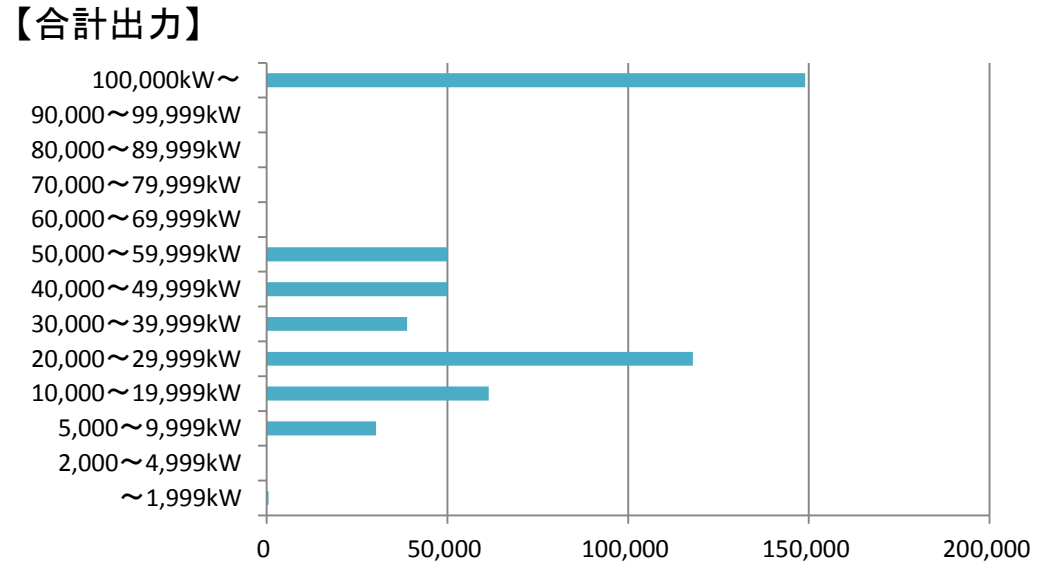
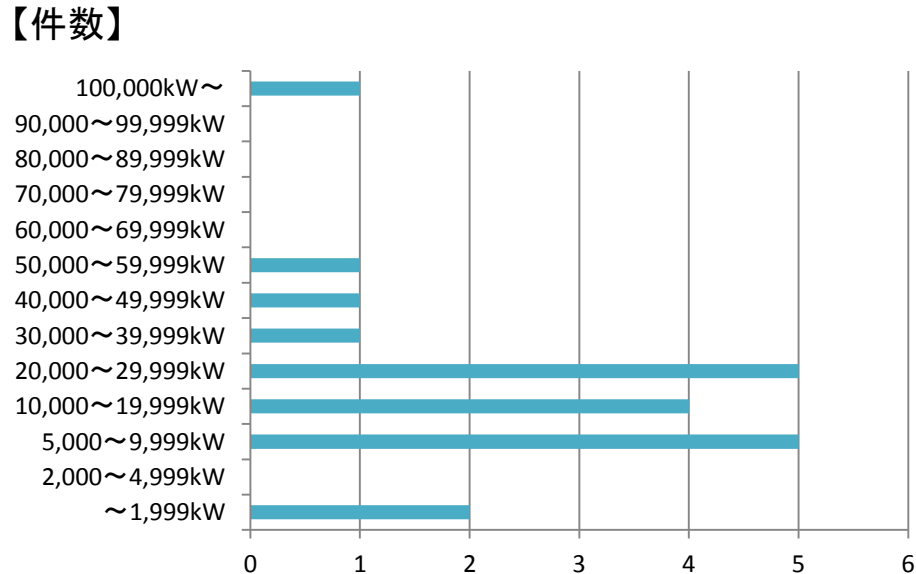
- 一般木材等バイオマス・パーム油等バイオマス油脂とその他のバイオマス区分の燃料を混焼して事業を実施する場合は、その他のバイオマス区分の燃料を主燃料とする場合も含め、一般木材等バイオマス・パーム油等バイオマス油脂相当分の出力についてのみ入札の対象とし、調達価格は、
 - ・ 一般木材等バイオマス・パーム油等バイオマス油脂については入札により決定された調達価格、
 - ・ その他のバイオマス区分についてはそれぞれの区分の調達価格をそれぞれの燃料比率で按分した額とすることとしてはどうか。

(1) 2018年度の入札対象規模 (参考)

規模別 一般木材等バイオマスのFIT認定量



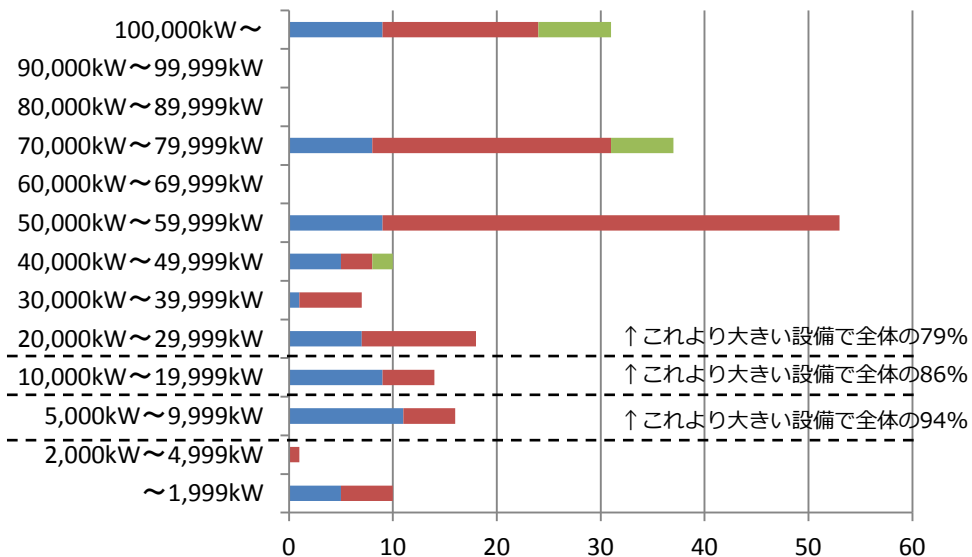
規模別 一般木材等バイオマスのFIT導入量



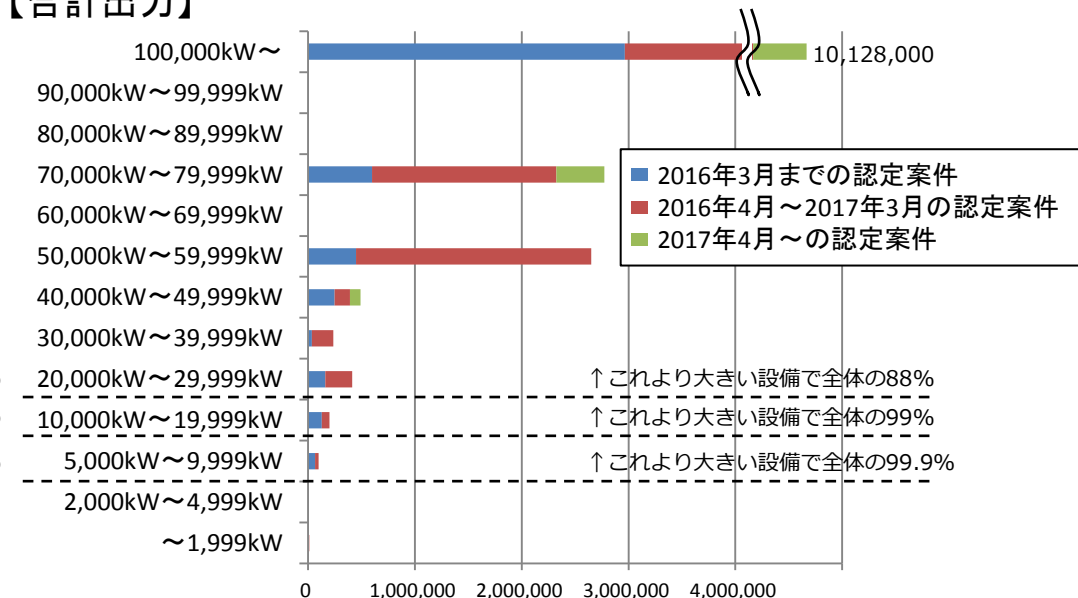
(1) 2018年度の入札対象規模 (参考)

規模別 一般木材等バイオマスのFIT認定量 (パーム油等以外)

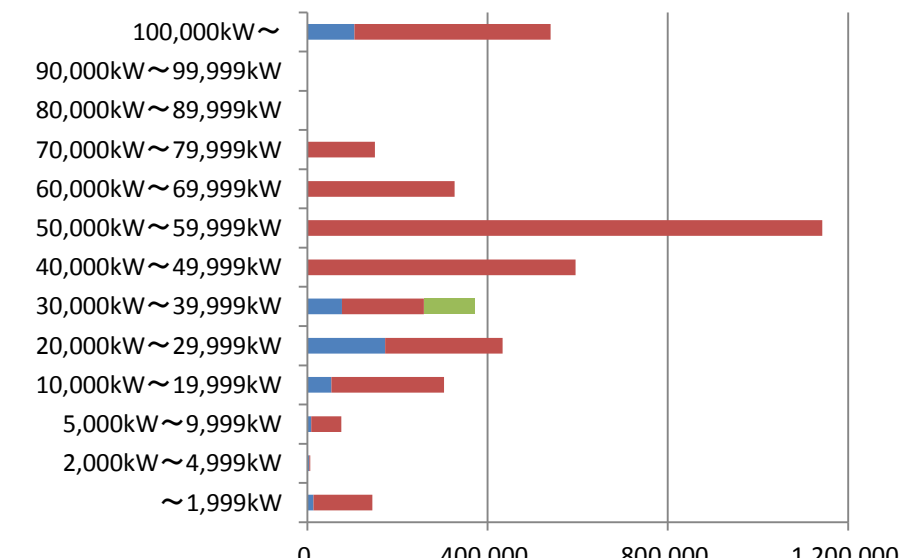
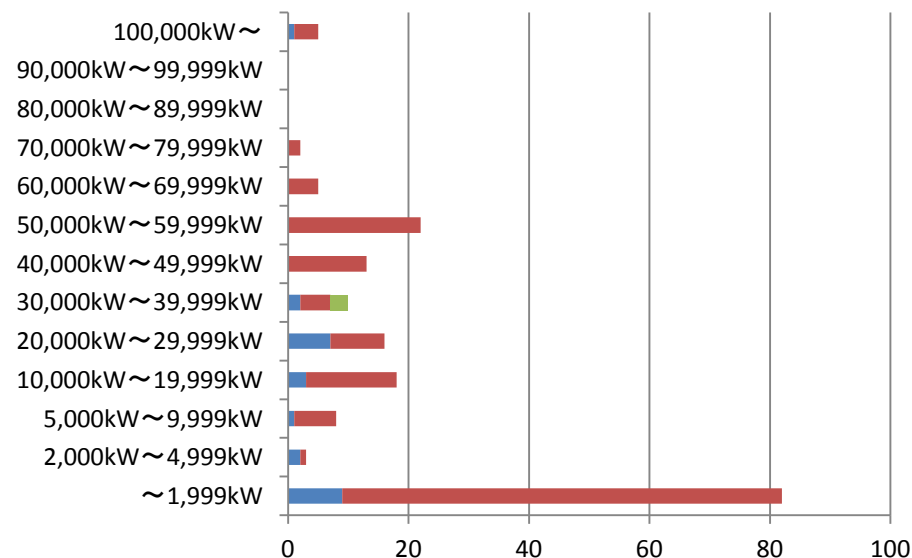
【件数】



【合計出力】



規模別 一般木材等バイオマスのFIT認定量 (パーム油等のみ)



第2章 各エネルギー源の位置付けと政策の時間軸

1. 一次エネルギー構造における各エネルギー源の位置付けと政策の基本的な方向

(1) 再生可能エネルギー

②政策の方向性

5) 木質バイオマス等 (バイオ燃料を含む)

未利用材による木質バイオマスを始めとしたバイオマス発電は、安定的に発電を行うことが可能な電源となりうる、地域活性化にも資するエネルギー源である。特に、木質バイオマス発電については、我が国の貴重な森林を整備し、林業を活性化する役割を担うことに加え、地域分散型のエネルギー源としての役割を果たすものである。

(略)

(2) 2018年度の入札量

- 一般木材等バイオマスとパーム油等バイオマス油脂を合わせた2018年度の入札量については、
 - ・ FIT制度の下での**これまでの導入状況**
 - ・ **FIT認定量が急増**している中、こうした案件が**実際にどの程度導入されるか見極める必要があること**、等を総合的に勘案し、**200MW**としてはどうか。
- そのうえで、一般木材等バイオマスとパーム油等バイオマス油脂のそれぞれの入札量については、これまでのFIT認定量や導入量を踏まえて設定する必要がある。
 - ・ **FIT認定量ベース**では、一般木材等バイオマスが64%、パーム油等バイオマス油脂が36%であること（仮にこの割合をもとに入札量を設定すると、**一般木材等バイオマスは128MW、パーム油等バイオマス油脂は72MW**）、
 - ・ **FIT導入量ベース**では、一般木材等バイオマスが93%、パーム油等バイオマス油脂が7%であること（仮にこの割合をもとに入札量を設定すると、**一般木材等バイオマスは186MW、パーム油等バイオマス油脂は14MW**）を踏まえつつ、いかなる入札量を設定することが適切か。
- なお、混焼案件については、仮にバイオマス比率考慮前の出力で入札量を算定すると、わずかな「大規模かつ一般木材等バイオマス比率の低い混焼案件」のみで入札量が占められてしまうおそれがあり、適切な競争が阻害される。したがって、実質的な一般木材等バイオマス発電相当量を考慮する必要があることから、**一般木材等バイオマス比率考慮後の出力**を利用するのが適切ではないか。

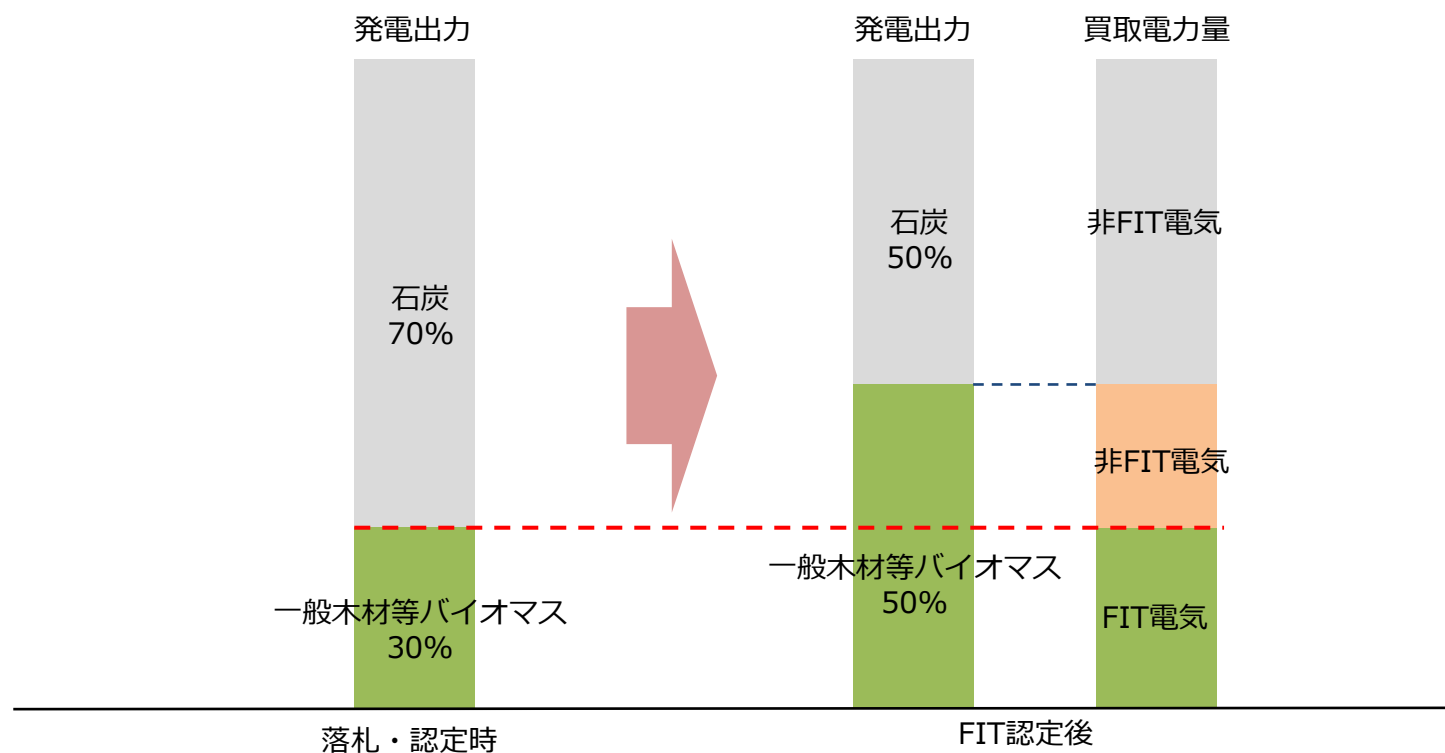
<一般木材等バイオマス発電のFIT認定・導入状況>

単位：MW

	2012年度導入	2013年度導入	2014年度導入	2015年度導入	2016年度導入	未稼働	認定合計
2012年度認定	9		6	0	0	0	15
2013年度認定		0	36	87	131	203	457
2014年度認定			0	0	54	695	750
2015年度認定				0	6	1,096	1,102
2016年度認定					0	9,142	9,142
導入合計	9		41	87	192	11,137	11,466

(1) 認定時の一般木材等バイオマス比率考慮後出力が増加する場合

- 落札案件について、
 - FIT認定時の発電出力のまま、一般木材等バイオマス比率を増加させた場合などは、**一般木材等バイオマス比率考慮後出力が増加**することとなり、結果として入札量を超過し、**当初想定していなかった国民負担が発生**することになる。このため、国民負担の抑制の観点から、**FIT制度における買取りは、認定時の一般木材等バイオマス比率考慮後出力相当分を上限**としてはどうか。
- この場合、**月単位**で一般木材等バイオマス比率を買取者（送配電事業者）に報告させ、FIT制度による毎月の買取量を確定させることになる。



(2) 認定時の一般木材等バイオマス比率考慮後出力が減少する場合

- 落札案件について、
 - FIT認定時から設備全体の発電出力を減少させる一方、一般木材等バイオマス比率を一定に維持した場合
 - FIT認定時の発電出力のまま、一般木材等バイオマス比率を減少させた場合などは、一般木材等バイオマス比率考慮後出力が減少することとなり、その者による応札がなければその出力分だけ他者による事業実施が可能だったと考えられ、コスト効率的な再エネの導入を妨げるものである。したがって、認定時の一般木材等バイオマス比率考慮後出力を大幅に（20%以上）減少させた場合は、太陽光と同様、第2次保証金を全額没収し、落札者決定を取り消すこととしてはどうか。また、20%未満の減少についても、太陽光と同様、減少分相当の第2次保証金を没収した上で、FIT制度下での事業の継続は認めることとしてはどうか。
- こうした一般木材等バイオマス比率考慮後出力の減少に伴う措置を実効的に行うため、運転開始済みの案件については、引き続き定期報告によって毎年バイオマス比率等を経済産業大臣に報告させることにより、年単位でその確認を行うこととしてはどうか。
- なお、運転開始後、バイオマス燃料設備の故障によりバイオマス燃料の投入量を減らさざるを得ず、一時的に一般木材等バイオマス比率考慮後出力が20%以上減少してしまう場合については、落札者決定の取消しを免除することとしてはどうか（この場合も、20%以上の減少が2年続いた場合は、落札者決定取消し）。

